

第5回「(仮称) 障がい者の合理的配慮条例」条例制定検討委員会
会議録(概要)

- 1 日 時 令和5年3月24日(金) 午後1時30分から午後2時30分まで
- 2 場 所 三条市役所三条庁舎 2階 大会議室
- 3 出席委員
丸田秋男委員長、小山しおり副委員長、中澤泰二郎委員、小林文香委員、
内田卓利委員、佐藤拓委員、西山丈基委員、外山英一委員、田代正委員、
島影正幸委員、川村優子委員、大橋清二委員
- 4 欠席委員
佐藤絵美委員、渡辺龍子委員、藤波法英委員、小越智教委員、
吉田勇一委員、大平勲委員、弥久保茂委員
- 5 出席者
福祉保健部長 佐藤和明
福祉課 課長 諸橋美香
福祉課 課長補佐 丸山純一
福祉課 障がい支援係 係長 鈴木慎一 主事 大橋沙織 職員 平岡良亮
(オブザーバー)
子育て支援課長 平岡義規
学校教育課長 熊倉隆司
- 6 傍聴者 なし
- 7 報道機関 なし
- 8 会議概要
 - (1) 開会(午後1時30分開会)
部長挨拶
 - (2) 議事
ア 条例の推進に係る令和5年度の主な取組について
資料「ともまち条例～条例の推進に係る令和5年度の主な取組について～」
に基づき、福祉課長が説明
丸田委員長：事務局からの説明について、質問やご意見はあるか。
中澤委員：条例の趣旨について、今までの検討委員会において色々な意見が
あった中で、現状で足りないもの(例えば医療)をもっと積極的に取
り組んでほしいという声があった。他方、この条例では、障がいによ
って行動が制限されている状況を排除し合理的配慮をすることによ
って、皆が等しく自分らしい暮らしができるようになることを目
指している。まずは、今の障壁を取り除くことを観点とすると、第
6条で具体化していくことになる。(1)～(8)に掲げる各分野におい

て禁止事項を記載しており、それぞれの分野で取組を進めていくと思うが、市として条例を作る以上、各分野に対する働きかけが必要ではないのか。あわせて、市民や事業者に働きかける以上、市役所及び公共施設において、障がい者が利用しにくくなっていないかどうか、窓口対応などの適切かどうかなど、この条例に沿って適切に行われているのか見直しをする必要があるのではないか。その上で事業所に対し、市の取組をPRしていく必要があるし、第6条に掲げる分野にとどまらず、市も一緒になって事業所をサポートするような働きかけが必要である。R5年度に限らず、継続的な取組として、できるところから着手してほしい。

丸田委員長：事務局からコメントはあるか。

福祉課長：出張トークを活用しながら、6条の(1)から(8)の業種単位で、各分野の事業者にも周知・啓発に努めたい。また、市及び公共施設においては、ハード面では、来年度は、まずは総合福祉センターのトイレの様式化などを予定しており、一度に全てを理想どおりの形にすることはできないが、できるところから着手していきたい。ソフト面では、例えば、窓口は、障がい者だけではなく誰に対しても優しい窓口であるべきだと考えている。コミュニケーションツールの導入のみならず、職員一人一人にそうした意識を徹底していきたい。来年度が初年度となるが、条例をつくって終わり、取組も取り組んで終わりではなく、初年度の反省や課題を踏まえて次年度、また次年度と、市の取組もブラッシュアップしていかないと地域の事業者にも浸透していかないと考えており、事業所のサポートを始め、地域の皆様と一緒に取組を進めていきたい。

中澤委員：出張トーク等において各分野に働きかけていくとのことだが、少なくとも第6条に掲げる分野においては、条例の存在を伝えていくことを確保していただきたい。また、市が主催する会議において、行政は法律や規則に則り対応しているが、時には法律や規則に縛られることなく柔軟な対応が必要になってくる。しかし、柔軟な対応をするかどうかは、職員自身の意識が「困っている人をどうにかしないと」、とならない限り、条例の周知を徹底したところで、あるべき姿にならない。この条例の趣旨を市職員に理解していただき、熱い思いをもって市職員に取り組んでいただきたい。

丸田委員長：市職員自ら感覚の深化のためのプロセスを歩んでいただきたい。

諸橋課長：承知した。加えて、企業等への周知に当たっては、商工会議所や金融機関からも認証制度を始め、周知啓発への協力について内諾をいただいている。企業や団体、そして地域が一体となって進めていけるよう、一部、業務を委託しながら輪を広げていきたい。

大橋委員：来年度の取組内容にもあったが、障がいのある方にまちの清掃を

担ってもらするなど、障がいのある方も地域と触れ合えるような機会があれば共生社会に近づくとと思う。

川村委員：日々の生活の中で障がい児・者を見かける機会が少ない。障がい児・者の方にもっと街に出てきてほしいと思う。障がいのある方が地域と関わることによって、差別や障壁が浮き彫りになる。主にハード面を整えることで障がいのある方が生活しやすくなれば、移住先として三条市が選ばれるのではないか。

内田委員：大橋委員や川村委員が発言したとおり、障がい者が安心して自分らしく生活できる環境を整備していくことは大事だと思う。また、不審者発生事案に対して、障がいゆえにコミュニケーションが取れなかったり、突然大声を出してしまって不審者に間違われてしまうと、障がい者はすまず外に出なくなることが懸念される。ケースバイケースであるが、そのような場合はどのように対処すべきか教員の立場として判断に迷う。条例制定後もこのようなケースを含めてどのように対処すれば住みやすいまちになっていくのか考えていきたい。

丸田委員長：ただいまのご指摘を受け止め、今後施策を展開していただきたい。

小山副委員長：障がい者が身近にいないのが当たり前はなく、いるのが当たり前に変わっていけばよいと思う。学齢期のうちから合理的配慮について考える機会を増やしていくことで、子どもたちの当たり前が変化してくる。そうすると、行政を始めとする社会生活の当たり前も変化していく。条例が制定され、今後周知していくことになると思うが、障がい者が「いて当たり前」、困っている人を「助けて当たり前」に深化していくような三条市になるとよい。条例の略称「ともまち条例」についても、オリジナリティがあり、平仮名で馴染みやすい。

丸田委員長：それでは、議事について了承することでよいか。

(一同、異議なし)

丸田委員長：了承することに決定した。

福祉保健部長：今回の委員会をもって皆様からお集まりしていただくことは最後になる。1年間御参加いただき、貴重な意見を聞くことができ、心から感謝申し上げます。

丸田委員長：以上で、第5回「(仮称)障がい者の合理的配慮条例」条例制定検討委員会を閉会する。

(3) 閉会（午後2時30分閉会）